

生活保護の諸実務について① (暴力団排除・指導指示)

1

愛知県福祉局福祉部地域福祉課
生活保護グループ 伊藤

暴力団員等への対応について

暴力団員等への対応について

3

- **暴力団とは**
その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体
(暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号)
- **暴力団員とは**
暴力団の構成員 （同条第6号）

暴力団員等への対応について

4

- 暴力団員については、以下の点から保護の要件を満たさないため、急迫状況等の場合を除き、保護を適用しない。→申請却下・保護廃止
- (1)本来正当に就労できる能力を有すると認められ、稼働能力を活用していない。
- (2)違法・不当な収入については申告が期待できず、隠匿や所属暴力団への移転等により発見も困難であることから、資産・収入の活用が確認できない。

暴力団員等への対応について

5

①申請者が暴力団員であると疑われる場合

- 査察指導員等の同席を求めた上で複数対応。本人等への聞き取りにより確認を行う。
- 聞き取り内容から暴力団該当性を組織的に判断する。該当が疑われる者については、文書で警察に照会を行う。
- 回答を待って保護を適用するか却下するか判断。
- (※愛知県内においては、警察との協定により、一旦照会すれば、該当なしの回答だった者が再び暴力団に所属した場合に情報提供されることとなっている)

暴力団員等への対応について

6

②申請時には暴力団員であった者が、暴力団を離脱した場合

- 暴力団からの脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）、誓約書、自立更生計画書の提出を求め、離脱が確認でき、生活に困窮していることが明らかな場合には、あらためて資産調査等を行い、保護の適否を判断する。
- （※書類の真偽に疑いがあれば、警察に情報提供を依頼する等の方法で確認を行う。）

暴力団員等への対応について

7

- ③ 世帯の構成員に暴力団員がいる場合
- 当該暴力団員は急迫状況にないが、生計を同一とする他の世帯員が真にやむを得ない事情により保護を要する場合には、世帯分離を検討する。
- 世帯分離要件（生活保護手帳 P.237）
局長通知第1-2-(1)
「世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合」

暴力団員等への対応について

8

【参考】

- 「暴力団員に対する生活保護の適用について」
(平成18年3月30日 社援保発第03300002号
厚生労働省社会・援護局保護課長通知)
生活保護手帳 P.741
- 「生活保護制度からの暴力団排除 実務Q&A2024」
愛知県生活保護暴力団排除対策連絡協議会

指導指示

指導指示について

(1) 条文

10

- **生活保護法第27条第1項**

「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」

- **生活保護法第27条の2**

「保護の実施機関は、(中略)要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。」

指導指示について

(1) 条文

11

- **生活保護法第62条第1項**

「被保護者は、保護の実施機関が、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」

cf.)生活保護法第60条→生活上の義務
生活保護法第61条→届出の義務

指導指示について

(2) 指導指示の方法等

12

- 指導指示を実施する場合
⇒ 局長通知【第11-2-(1)】に例示
- 指導指示の方法
 - ① 口頭による指導指示
⇒ 本人に対して直接行うことが原則
 - ② 文書による指導指示

※いずれの場合も、指示内容は明確にして行う。

指導指示について

(3) 指導指示違反の場合

13

- 口頭による指導指示、文書による指導指示のいずれによっても、保護の目的達成ができない場合
 - ① 処分の理由、弁明をすべき日時及び場所を通知
 - ② 弁明の機会の付与
 - ③ 弁明の内容等を踏まえ、指導指示違反に相当の理由がないと判断されるとき、保護の変更、停止、廃止

指導指示について

(3) 指導指示違反の場合

14

- 変更、停止、廃止のいずれの処分によるべきかの基準
【課長通知問(11-1)】(生活保護手帳P.447)
 - 1 指導指示の内容が比較的軽微→保護変更
 - 2 1によることが適当でない場合→保護停止
 - 3 ①最近1年以内にその他の指導指示違反(文書による指導、立ち入り調査拒否、検診命令違反)がある
②78条徴収の対象となる事実について改めるよう指導したが従わなかった
③保護の停止では指導指示に従わせることが著しく困難
→保護廃止

指導指示について

15

- 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」
（平成18年3月30日 社援保発第03300001号
厚生労働省社会・援護局保護課長通知）
生活保護手帳2024年度版 P.689